2国際第703号 令和2年12月21日 農林水産省

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王 国との間の協定に基づく日英特恵輸入証明書発給申請書等の記載要領について

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の日英特恵輸入証明書に関する省令(令和2年農林水産省令第84号。以下「省令」という。)第4条の規定に基づき、日英特恵輸入証明書発給申請書等の記載の方法及び内容その他記入に関する事項について次のとおり定め、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(以下「協定」という。)が日本国について効力を生ずる日から施行する。

記

- 1 日英特恵輸入証明書発給申請書(別記様式第1号(省令第1条関係))
- (1)日英特恵輸入証明書発給申請書(以下「申請書」という。)については、協定附属書2-A 第3編第B節(以下「協定第B節」という。)第2款1から10に掲げる物品(以下「対象物品」という。)ごとに作成するものとし、協定第B節に基づく特定の原産品についての関税上の特恵待遇(以下「特恵待遇」という。)の適用を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、「受付番号」及び「受付年月日」の欄を除いて記入すること。
- (2)包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく日英特恵輸入証明書の発給に関する事項の公表(以下「証明書発給公表」という。)に定める申請書を受け付ける課(以下「受付担当課」という。)に1通提出するものとする。
- (3)提出者は、次に掲げる者のいずれかに限るものとする。
  - ア 法人若しくは団体の場合にあっては代表権者
  - イ 個人事業者の場合にあっては事業主
  - ウ 代表権者又は事業主から委任された者
- (4)申請書の記入方法
  - ア 「申請年月日」の欄には、申請書を提出する年月日を記入すること。なお、記入される 日付は、毎年度の証明書発給公表で定める申請書の提出期間内でなければならない。

- イ 「申請者氏名(名称)」の欄には、申請者が、
  - (ア) 法人又は団体の場合にあっては登記された商号又は団体名称
  - (イ) 個人事業者の場合にあっては商号若しくは屋号等、又はこれらを使用していない場合 にあっては、個人事業者本人の氏名

を記入すること。

- ウ「代表者名」の欄には、
  - (ア) 法人又は団体の場合にあってはその代表権者の氏名
  - (4) 個人事業者の場合にあっては個人事業者本人の氏名を記入すること。
- エ 「申請者住所」の欄には、申請者の本店所在地(個人事業主の場合は、主たる事務所の 所在地も可)を記入すること。
- オ 「電話番号」の欄には、申請者の対外的な窓口となる電話番号を記入すること。
- カ 「申請数量の合計及び単位」の欄には、(1)申請の明細中(以下「申請の明細」という。)に記入した品目の「数量及び単位」の全てを合計して記入すること。
- キ 申請の明細中「関税分類番号」の欄には、9桁の関税分類番号をそれぞれ記入すること。 なお、当該関税分類番号が証明書発給公表に定める別紙中の複数の「2.対象物品」に該 当する場合は、「備考」欄において、同別紙中「1.協定附属書2-A第B節第2款」の 該当する番号を記入し、いずれの対象物品に対する申請であるかを明らかにすること。
- ク 申請の明細中「数量及び単位」の欄には、輸入許可前引取承認通知に記載された数量及 び単位を記入すること。
- ケ 申請の明細中「輸入申告番号」には、輸入許可前引取承認通知に記載された申告番号を 記入すること。
- コ 申請の明細中「輸入許可前引取承認年月日」には、関税法(昭和29年法律第61号。以下「法」という。)第73条第1項の規定に基づく輸入許可前引取承認通知に記載された輸入許可前引取承認日を記入すること。
- サ 申請の明細中「品目」の欄には、「関税分類番号」の欄に記入した税番号の実行関税率表 上の名称又は一般的な名称等を記入すること。
- シ 申請の明細中「備考」の欄には、必要に応じて銘柄その他申請に関し必要な事項を記入 すること。なお、小麦製品(PIC-1)及び大麦又は裸麦の調製食料品(PIC-4)に 係る証明書については、食糧用輸入麦等の特別売買契約書番号(売契麦(XX)第XXXXXX号) を記入すること。
- ス 提出者の「法人名称」には、申請書を提出する者(以下「提出者」という。)が所属する 法人の名称を記入すること。
- セ 提出者の「部署」には、提出者が所属する部署名を記入すること。なお、提出者と代表者

が同一である場合にあっては、「一」を記入すること。

- ソ 提出者の「提出者氏名」には、提出者の氏名を記入すること。
- タ 提出者の「連絡先電話番号」には、提出者の連絡先電話番号を記入すること。
- チ 提出者の「メールアドレス」には、提出者のメールアドレスを記入すること。
- ツ 提出者の「郵便番号」には、日英特恵輸入証明書の送付先の郵便番号を記入すること。
- テ 提出者の「住所」には、日英特恵輸入証明書の送付先の住所を記入すること。
- ト 提出者の「委任者との関係」には、提出者と申請者との関係を記入すること。なお、提出 者と代表者が同一である場合にあっては、「本人」と記入すること。
- 2 日英特惠輸入証明書(別記様式第2号(省令第2条関係))
- (1)日英特恵輸入証明書(以下「証明書」という。)について、(2)から(14)アまでを受付担当課が、(14)イは証明書の発給を受けた者が記入すること。
- (2)「証明書番号」の欄には、PIC● 証明書一連番号の順に記入すること。
- (3)「発給年月日」の欄には、証明書を国際経済課に送付する日から3営業日後の年月日を記入すること。
- (4)「税関への提出期限」は、証明書を発給する年の6月30日と記入する。
- (5)「申請者氏名(名称)」の欄には、1(4)のイで記入されたものを転記すること。
- (6)「代表者名」の欄には、1 (4) のウで記入されたものを転記すること。
- (7)「申請者住所」の欄には、1 (4) のエで記入されたものを転記すること。
- (8)「電話番号」の欄には、1 (4)のオで記入された番号を転記すること。
- (9)証明の内容中「関税分類番号」の欄には、1 (4)のキで記入された番号を転記すること。
- (10)証明の内容中「数量及び単位」の欄には、特恵待遇の適用を受ける数量の数字の前に※印を付し、数字の末尾に単位記号を付するものとすること。この場合において、※印及び数量並びに数量と単位の間には空白を設けないように注意すること。
- (11)証明の内容中「輸入申告番号」の欄には、1(4)のケで記入された番号を転記すること。
- (12)証明の内容中「輸入許可前引取承認年月日」の欄には、1(4)のコで記入された年月日 を転記すること
- (13)証明の内容中「品目」の欄には、証明書発給公表に定める別紙中の「2.対象物品」名から該当する品目名を記入すること。
- (14)証明の内容中「その他の事項」の欄には、必要な事項を記入すること。
  - ア 小麦製品(PIC-1)及び大麦又は裸麦の調製食料品(PIC-4)については、食糧用 輸入麦等の特別売買契約書番号(売契麦(XX)第XXXXXX号)を記入すること。
  - イ 証明書を返納するに当たり、当該証明書を協定第B節第一款四に規定する期限までに税 関長へ提出することなく当該期限を経過して、法第六十七条に規定する輸入の許可を受

けたときは、輸入申告番号ごとにその旨を記載すること。

## 3 その他

- (1)証明書を記入するに当たり、電子計算機その他の機器を用いた印刷又はゴム印の押印により、 誤りなく鮮明に記載し、ペン書きをしないものとする。なお、2 (14)についてはこの限り ではない。
- (2)単位記号については、計量単位規則(平成4年通商産業省令第80号)に定めるところに従い、 次の例によるものとする。
  - (例) 1. キログラム=kg 2. トン= t